

○財務省告示第二百九十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年八月二十二日に発行した割引短期国
債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年九月七日

財務大臣 安住 淳

- 一 名称及び記号 国庫短期証券（第二百十六回）
- 二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
- 三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の
イ 方法 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

